



JFA サッカー施設整備助成事業 概要説明書／手引き書

2015年10月(改訂版)

公益財団法人日本サッカー協会

総合企画部



1. 助成事業の概要

(1) JFA サッカー施設整備助成事業の対象事業3区分

JFA サッカー施設整備対象事業は以下の3つの事業区分からなる。

- 1) 助成区分1: 都道府県フットボールセンター整備助成事業
- 2) 助成区分2: 地区サッカー施設整備助成事業
- 3) 助成区分3: 施設改修助成事業(人工芝)

(2) 助成事業の実施期間及び予算枠

この助成金の「助成対象事業」の実施期間は、2015年1月から2022年12月までの8年間とする。

また、この助成金の財源は8年間で総額48億5,000万円とし、前条に掲げた1)から3)にあてはまる事業に対して、都道府県サッカー協会に以下の①から②のとおり予算枠を配分する。

- ① 各都道府県協会に8年間で1億円(合計47億円)を配分する。
- ② 上記①号に加え、東日本大震災被災3県(岩手県サッカー協会・宮城サッカー協会・福島サッカー協会)に対して8年間で各県5,000万円(合計1億5,000万円)を配分する。

(3) 助成区分別の助成事業概要

助成区分	助成対象者	助成対象事業	助成対象経費 上限額※1	助成金額 上限額※1	助成率	助成対象の条件
1) 都道府県フットボールセンター整備助成事業	47FA 地方自治体 クラブ※2	天然芝(新設・改修)	上限 2000 万円	上限 1500 万円	75%	次頁「都道府県フットボールセンター整備助成事業の助成対象の条件」を参照
		人工芝(新設)	上限 9000 万円	上限 4500 万円	50%	
		夜間照明(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		クラブハウス(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等(新設・改修)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
2) 地区サッカー施設整備助成事業	47FA 地方自治体 クラブ※2 市区郡町村協会※2	天然芝(新設・改修)	上限 2000 万円	上限 1500 万円	75%	・都道府県サッカー協会の承認 ・今後の大規模修繕を地元で実施できること
		人工芝(新設)	上限 9000 万円	上限 4500 万円	50%	
		夜間照明(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		クラブハウス(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等(新設・改修)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
3) 施設改修助成事業	47FA 地方自治体 クラブ※2	人工芝(改修)※3	上限 6000 万円	上限 3000 万円	50%	・今後の大規模修繕を地元で実施できること

※1:「助成対象事業別助成率」と「助成対象事業別助成金額上限」はどちらか低い額を助成金額とする。

※2: 助成対象者のクラブ(J クラブ、地域クラブ等)及び市区郡町村(サッカー)協会は、NPO 法人若しくは、公益財団/社団、一般財団/社団等の法人格を有する団体のみを対象とし、株式会社等の営利法人は対象としない。なお、クラブは少なくとも1チーム以上がJFAにチーム登録をしているクラブであることを条件とする。また、市区郡町村(サッカー)協会は、都道府県サッカー協会の組織に正式に位置付けられている協会であることを条件とする。

※3: 人工芝改修事業については、対象となる施設をJFAがこれまで2002FIFAワールドカップ記念事業及び都道府県フットボールセンター整備助成事業において助成対象とした施設のみとする。

■助成区分1) 都道府県フットボールセンター整備助成事業の助成対象の条件

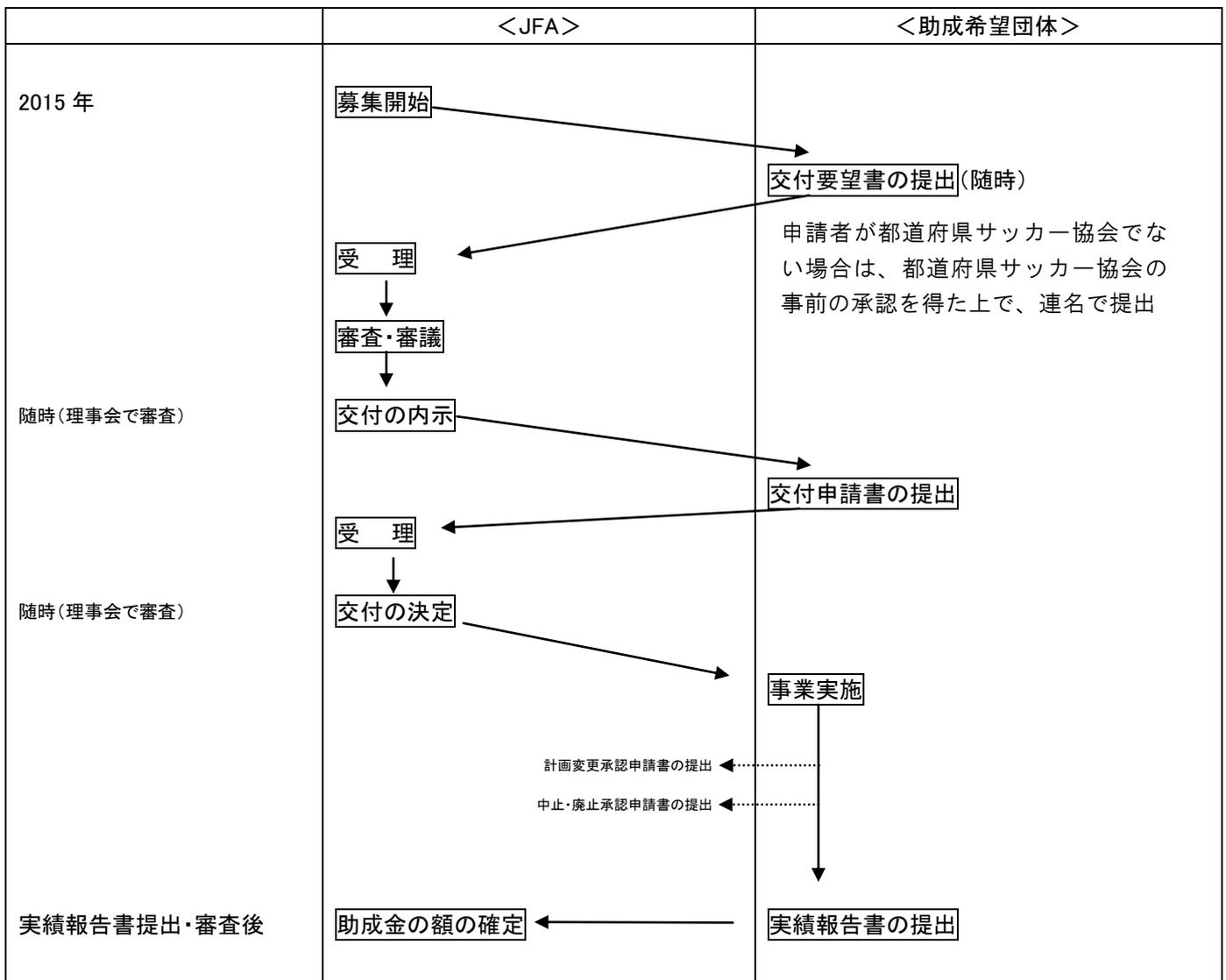
施設要件	<p>1) 原則的に次に掲げる全ての施設を隣接した空間に有すること。</p> <p>① 正規ピッチサイズ(105m×68m)の人工芝若しくは天然芝のグラウンド※</p> <p>② 夜間照明施設</p> <p>③ クラブハウス</p> <p>※人工芝の場合は「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認」を取得。天然芝だけの場合は天然芝ピッチ3面以上。</p> <p>2) 今後の大規模修繕を地元で実施できること。</p>		
利用要件	<p>1) 都道府県サッカー協会が主体的に利用できる施設であるものとし、都道府県サッカー協会が年間総稼働時間のうち、原則として、5分の4を利用できる権利を有する施設</p> <p>2) 助成対象事業の終了後(施設整備後)、20年間は都道府県フットボールセンターとして運営すること</p>		
名称要件	<p>JFA は、本助成事業の対象となった施設を、「〇〇県フットボールセンター」と認定し、命名する。但し、「〇〇県フットボールセンター」の名称は、当該施設の正式名称でなくとも良く、呼称／愛称等として掲げるものでも良いものとする。</p>		
運営者及び事務局機能	<p>「JFA スポーツマネジャー」の資格保持者(JFA スポーツマネジャーズカレッジ本講座修了者)がその運営に携わること(申請時に資格保持者がいない場合は受講予定者がいること)。また、当該施設は、原則として、次の機能を有する施設であること。</p> <p>① 都道府県サッカー協会の事務局機能(一部機能のみも可)</p> <p>② 都道府県下におけるサッカー関連情報発信機能</p>		
所有・管理形態	<p>当該施設は、必ずしも都道府県サッカー協会が自己所有しなくとも良く、施設の所有／管理形態については、次のケース1から9の形態の何れかにあてはまるものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><施設の所有形態></p> <p>1) 自己所有</p> <p>2) 関係団体所有</p> <p>3) 他団体所有</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><施設の管理形態></p> <p>1) 自己管理 …… ケース1</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース2</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース3</p> <p>1) 自己管理 …… ケース4</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース5</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース6</p> <p>1) 自己管理 …… ケース7</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース8</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース9</p> </td> </tr> </table> <p>※施設の所有形態の「自己所有」については、施設のみの所有形態を示し、用地の所有形態は問わない。</p> <p>※「関係団体」とは、都道府県サッカー協会の役員が参加する法人等、特に関係の深い団体を示す。</p>	<p><施設の所有形態></p> <p>1) 自己所有</p> <p>2) 関係団体所有</p> <p>3) 他団体所有</p>	<p><施設の管理形態></p> <p>1) 自己管理 …… ケース1</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース2</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース3</p> <p>1) 自己管理 …… ケース4</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース5</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース6</p> <p>1) 自己管理 …… ケース7</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース8</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース9</p>
<p><施設の所有形態></p> <p>1) 自己所有</p> <p>2) 関係団体所有</p> <p>3) 他団体所有</p>	<p><施設の管理形態></p> <p>1) 自己管理 …… ケース1</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース2</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース3</p> <p>1) 自己管理 …… ケース4</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース5</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース6</p> <p>1) 自己管理 …… ケース7</p> <p>2) 関係団体管理 …… ケース8</p> <p>3) 他団体管理 …… ケース9</p>		

※その他、助成対象事業の詳細は「JFA サッカー施設整備助成事業 実施要領」を参照のこと。

2. 申請の手引き

(1) 事務手続きの流れ

□ 助成に関する事務手続きの流れ



(2) 交付要望書の提出

助成金交付要望書の提出にあっては、手引きに記載されている内容及び「JFA サッカー施設整備助成金交付要項」に記載されている内容を熟読した上で提出すること。

① 受付期間： 2015 年 4 月以降、随時

※着工予定日から少なくとも 4 ヶ月以上前に提出すること。

※但し、2015 年度の整備事業についてはこれに限らない。

※2021 年 10 月末を、要望の最終提出期日とする。

② 提出書類

交付要望書の提出にあたって必要な提出書類は、次のとおりである。

	項目	様式	備考
1	助成金交付要望書	様式1	様式を参照。
2	事業計画一覧表	〃	〃
3	事業計画書	〃	〃
4	収支予算書	〃	〃
5	団体概要	〃	申請者が都道府県サッカー協会以外の場合は必ず提出。
6	施設運営計画書	様式2	詳細は下記を参照のこと。
7	工事費設計内容内訳書	—	概算見積書など内訳が分かるもの。
8	施設の付近略図／案内図	—	最寄り駅が分かるもの。
9	施設の配置図／クラブハウス平面図	—	
10	現況写真	—	
11	使用する権利を証する書類(※注1)	—	土地貸借契約書または贈与確約書等。

※注1：土地を自己所有している場合は、提出不要。

③ 施設運営計画書

助成金の申請者は、以下の助成事業区分ごとの規定に従い、施設運営計画書を作成すること。なお、助成申請者が都道府県サッカー協会でない場合は、都道府県サッカー協会がその計画内容について同意し、かつ連名で提出すること。

助成区分	様式	必須記載項目	備考
都道府県フットボールセンター整備助成事業	様式2 (表紙のみ)	1. 施設運営の基本方針 1) 施設運営の目的 2) 施設運営のスキーム 2. オペレーション計画 1) 利用料金等 2) 実施事業 3) 運営体制 3. 収支計画(3年間)	助成申請者が都道府県サッカー協会でない場合は、都道府県サッカー協会がその計画内容について同意し、かつ連名で提出すること
地区サッカー施設整備助成事業	様式2	1. 施設運営の基本方針 1) 施設運営の目的 2) 施設運営のスキーム 2. オペレーション計画 1) 利用料金等 2) 主たる利用団体 3) 運営体制 3. 収支計画(3年間)	助成申請者が都道府県サッカー協会でない場合は、都道府県サッカー協会がその計画内容について同意し、かつ連名で提出すること
施設改修助成事業	様式2	1. 施設運営の基本方針 1) 施設運営の目的 2) 施設運営のスキーム 2. オペレーション計画 1) 利用料金等 2) 主体利用団体 3) 運営体制 3. 収支計画(3年間)	助成申請者が都道府県サッカー協会でない場合は、都道府県サッカー協会がその計画内容について同意し、かつ連名で提出すること

④ 提出方法(提出先)及び問合せ先

必要な書類を揃え、都道府県サッカー協会が、下記提出先まで、提出すること(都道府県サッカー協会以外の団体が申請を行う場合も、原則として、都道府県サッカー協会を通じて提出すること)。また、本認定事業に関して不明な点がある場合、下記問合せ先まで、問合せを行うこと。

公益財団法人 日本サッカー協会 総合企画部

総合企画部 担当:根本/本間

TEL:03-3830-1812 FAX:03-3830-1818 E-mail:jfa_gpd@jfa.or.jp

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15)JFA ハウス

⑤ 現地調査等

交付要望書の提出を受け、適正な審査を行うため、必要な場合は、JFAによる現地調査を行う。また、認定申請者の他、施設の管理者等も含め、ヒアリングを実施することもある。

⑥ 審査にあたっての基本方針

交付の内示を行うにあたっては、次のような基本方針に基づき、交付要望書及びそれ併せて提出された添付書類、その他、現地調査及びヒアリングの内容により、審査する。

a) 前提条件

- ・用地及び自己負担分の資金が確保されていること。
- ・都道府県サッカー協会との計画合意がなされていること。

b) 選定基準

- ・整備／運営に関する計画性(アクセス／投資効果／ビジョン／計画性等)
- ・計画を実現する人材の有無

(3) 交付内示以降の諸手続きについて

① 交付の内示について

要望された事業については、JFAにおける理事会を経て、交付の内示を行う。審議の結果については、助成申請者に書類にて送付する。なお、満額の助成金交付の条件が整っている場合においても、助成金額の内定・決定額を減額する場合があります。

② 交付の内示の保留

書類不備等により、交付の内示を保留する場合があります。この場合、その理由を記載した文書を郵送で通知し、条件が整い次第、交付の内示を行う。

③ 交付の申請について

交付の内示を受けた団体は、上記「交付の内示」の通知と併せて、交付申請書の提出に関する提出書類／提出方法等を通知するので、その通知内容に従い、交付申請書を提出すること。

④ 交付の決定について

交付申請を行った事業については、その書類を審査し、不備等がない場合には、交付の決定を行う。審議の結果については、都道府県サッカー協会を通じ、助成申請者に書類にて送付する。

(4) 交付決定以降の事業実施に関する事業

① 申請の取下げについて

助成金交付決定通知書を受領し、当該通知に関する助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、助成金交付決定通知書を受領した日から 14 日以内に、助成金交付申請取下げ書を提出すること。

なお、助成金交付申請取下げ書を JFA が受領した時点で、当該申請に関する助成金の交付の決定はなかったものとなる。

② 助成事業の計画の変更について

交付決定後に助成対象経費の額を変更しようとするとき、または助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ JFA の承認が必要となる。この承認を得ないで変更を行い、それが後日判明した場合には、交付の決定を取り消す場合もあり、留意すること。

助成事業の計画変更を行う場合は、計画変更承認申請書を提出し、その承認を受けること。

③ 助成事業の中止又は廃止について

助成事業を中止、または廃止しようとするときは、JFA の承認が必要となる。助成事業の中止、または廃止を行う場合は、助成事業中止(廃止)承認申請書を提出し、その承認を受けること。

④ 助成事業の遅延について

助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、またはその遂行が困難となった場合は、速やかに JFA に報告し、その指示を受けること。

なお、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合において、助成金の交付の決定を受けた年度を越えて期間を延長する必要があるときは、JFA の承認が必要となる。この場合、期間延長承認申請書を提出し、その承認を受けること。

⑤ 交付決定の取消し

交付要項に定めるとおり、交付の決定の全部、または一部を取消し及び変更することがあるので、交付要項の記載事項に十分に留意すること(助成金の額の確定後も適用される)。

(5) その他助成金に関する事項について

① 財産処分制限期間について

助成金で取得した財産については、JFA の承認を受けずに助成金の交付の目的に反しての使用等はできない。このことに関する扱いは、次のとおりとする。

a) 交付要項第 23 条の別に定める期間は、次頁の「財産の処分制限期間」のとおり。

b) 不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が1個、または1組 50 万円以上の設備、機械及び器具について、次のいずれかに該当する処分を行う場合には、JFA の承認を要する。

交付の目的に反する使用／譲渡／交換／貸付け／担保／災害、または火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した施設の取壊し／取壊しを条件として国庫又は公営競技等の補助・助成等を受けることとなった施設の取壊し／単独で改造(設)する施設の取壊し／その他、施設の取壊しに際して取壊し等がやむを得ない施設以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

財産の処分制限期間

施設設備等の分類	財産の名称		処分制限期間(年)	
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの		47	
	レンガ造・石造またはブロック造のもの		38	
	金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)		34	
	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを越え4ミリメートル以下のものに限る。)		27	
	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)		19	
	木造または造成樹脂のもの		22	
	木骨モルタル造のもの		20	
	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき・杉皮ぶき・ルーフィングぶきまたはトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの		10 7
建物付属設備	電気設備(照明設備を含む。)		蓄電池電源設備 6 その他のもの 15	
	給排水または衛生設備及びガス設備		15	
	冷房・暖房・通風または ボイラー設備	冷暖房設備	冷凍機の出力が22kw以下のもの 13 その他のもの 15	
	昇降機		エレベーター 17 エスカレーター 15	
	消化・排煙または災害報知設備及び格納式避難設備		8	
	エヤーカーテンまたはドア自動開閉設備		12	
	アーケードまたは日よけ設備		主として金属製のもの 15 その他のもの 8	
	可動間仕切り		簡易なもの 3 その他のもの 15	
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		主として金属製のもの 18 その他のもの 10	
	構築物	照明設備		10
		ネット設備		15
		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設		30
		その他のもの		主として木造のもの1 5 その他のもの 30
		舗装道路及び舗装路面		コンクリート敷、ブロック敷、レンガ敷または石敷のもの 15 アスファルト敷または木れんが敷のもの 10 ピチューマルス敷のもの 3
合成樹脂造のもの(人工芝等)		6		
器具及び備品		スポーツ具		3
	その他のもの		主として金属製のもの 10 その他のもの 5	

② 助成金の支払

助成金の支払いについては、額の確定が行われる前に助成事業者からの請求により、助成金の一部の支払いを受ける「概算払」、または額の確定が行われた後に支払いを受ける「精算払」がある。助成金の支払を申請する場合には、概算払、精算払にかかわらず、その都度、助成金支払申請書に必要事項を記入し、記名押印又は署名の上、封書に「助成金支払申請書在中」と朱書きし、郵送すること。なお、提出された書類等については、その記載内容について JFA から問合せをすることがあるので、必ず(写)を保管すること。

a) 概算払

交付の決定を受けた後、助成事業終了前に必要に応じて助成金の一部を概算で支払い、残りの額については、助成事業が終了し、助成事業実績報告書を提出後、JFA でその内容を審査し、助成金の額の確定後に支払う。

概算払の限度額は、請負業者との契約終了後、契約の内容に応じて 10 分の 4 の額(1,000 円未満は切捨て)を限度として前金払を行い、その後は工事の進捗状況に応じて支払う。

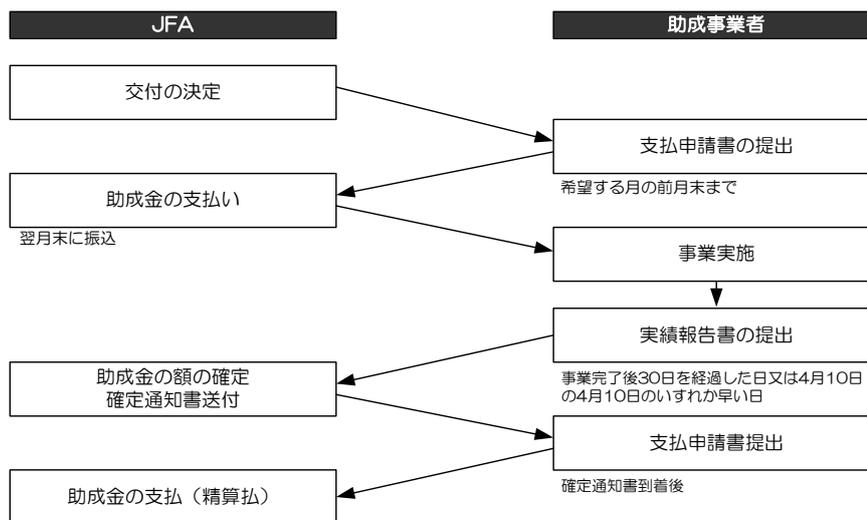
なお、助成事業実績報告書を審査し、額の確定を行い、既に支払った助成金額に超過がある場合は、超過額を返還するものとする。また、支払申請書の提出は毎月、月末締めとし、その翌月末に支払う。

b) 精算払

助成事業が終了し、助成事業実績報告書を提出後、JFA でその内容を審査し、助成金の額の確定後に支払う。

助成事業実績報告書の提出は毎月 25 日締めとし、その翌月の末に支払う。添付書類等を審査の後、助成金額確定通知書を送付するので、到着次第、助成金支払申請書(記名押印又は署名したもの)を提出すること。

助成金の支払の流れ



③ 助成金の経理

助成事業者(地方公共団体を除く。)は、原則的に、助成事業の経理に関しての専用の口座を設け、他の経理とは区分すること。また、会計帳簿は、専用の収支簿を備え、助成事業の収入額及び支出額(助成対象外経費を含む。)を記載し、助成金の使途を明らかにすること。

なお、助成対象者は、支出内容を証する書類として、領収書の原本、通帳及び収支簿を助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

④ 実績報告及び助成金額の確定

助成事業を完了した場合は、助成事業実績報告書を提出すること。提出された助成事業実績報告書に基づき、書類の審査及び現地調査等を行い、実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件と適合していると認めた場合、交付すべき金額を確定し、助成金額確定通知書を通知する。

様式

JFA サッカー施設整備助成事業

JFA サッカー施設整備助成事業
様式第1

第 号
年 月 日

公益財団法人 日本サッカー協会
会長 大 仁 邦 彌 殿

申請者名 _____ (記名押印または署名)

JFA サッカー施設整備助成事業
助成金交付要望書

JFA サッカー施設整備助成事業助成金の交付を希望しますので、JFA サッカー施設整備助成金交付要項 第5条の規定により、関係書類を添えて要望します。

記

助成区分名	
交付要望額	円

以上

[都道府県サッカー協会 承認欄]

サッカー協会 (記名押印または署名)

※申請者が都道府県サッカー協会の場合は不要

(注) 1. 申請者名: 申請者は助成対象事業(施設整備事業)の実施者とする。記載は、団体名及び代表者氏名とし、記名押印または署名する。その他の様式についても同様とする。なお、助成申請者が複数名いる場合は、連名による申請とする。

2. 添付書類: 別紙1から4のとおりとする。

JFA サッカー施設整備助成事業
別紙1

JFA サッカー施設整備助成事業 助成対象事業計画一覧表

(単位:円)

助成区分	助成対象事業 (事業細目)	助成対象経費	要望額	要望額合計	申請者名
1)都道府県フット ボールセンター整 備助成事業	天然芝(新設・改修)				
	人工芝(新設)				
	夜間照明(新設)				
	クラブハウス(新設)				
	フットサル・ビーチサッカー・屋内 サッカー場等(新設・改修)				
2)地区サッカー 施設整備助成事 業	天然芝(新設・改修)				
	人工芝(新設)				
	夜間照明(新設)				
	クラブハウス(新設)				
	フットサル・ビーチサッカー・屋内 サッカー場等(新設・改修)				
3)施設改修助成 事業	人工芝(改修)※3				

JFA サッカー施設整備助成事業
別紙2

助成対象事業計画書

助成区分	
事業細目名	
実施主体	
建築(設)場所	

予 算	平成 年度歳入歳出	<input type="checkbox"/> 当初予算で計上済	<input type="checkbox"/> 当初予算又は前年度議決済	
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
契 約 状 況	契約	<input type="checkbox"/> 契約済	<input type="checkbox"/> 未契約(平成 年 月契約予定)	
	契約方法			
	契約年月日	平成 年 月 日		
	着工(予定)年月日	平成 年 月 日		
	完成(予定)年月日	平成 年 月 日		
敷 地 の 状 況	買収済	<input type="checkbox"/> 整地済		
		<input type="checkbox"/> 未整地(平成 年 月整地予定)		
	未買収	<input type="checkbox"/> 公社等が所有		
		<input type="checkbox"/> 交渉中(平成 年 月買収予定)		
		<input type="checkbox"/> 長期貸借契約有り		
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
事 業 費	助成の対象となる施設	施設の名称		
		構造(材料・種類)		
		面積(A)	m ²	
		面積算出の基礎		
	上記施設整備に要する助成対象経費	工事費		円
		附帯事務費		円
		計(B)		円
		建築単価(B/A)		円
		助成対象経費限度額		円
	外助成対象経費	工事費		円
		附帯事務費		円
		計(C)		円
	総事業費(B+C)			円
添付書類		<input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本(原本), <input type="checkbox"/> 使用する権利を証する書類, <input type="checkbox"/> 工事契約書(写), <input type="checkbox"/> 工事費設計内容内訳書(写), <input type="checkbox"/> 施設の付近略図・案内図 <input type="checkbox"/> 施設の配置図・平面図・立面図, <input type="checkbox"/> 現況写真, <input type="checkbox"/> 面積表		

助成対象事業 収支予算書

助成区分	
事業細目名	
実施主体	

(収入)

(単位:円)

科目	金額	内容
助成金		
自己負担金		

(支出)

(単位:円)

科目	事業に要する経費	助成対象経費		助成対象外経費	
		金額	内容	金額	内容
合 計					

団体概要

年 月 日現在

フリガナ		
団体名		
フリガナ		
団体の長の氏名		
郵便番号	〒	
フリガナ		
所在地		
URL		
フリガナ		所 属
担当者名		
担当者 TEL		
担当者 FAX		
担当者 E-Mail	@	

※助成申請者が都道府県サッカー協会以外の場合のみ提出。

JFA サッカー施設整備助成事業 助成対象施設 運営計画書

JFA サッカー施設整備助成金の交付要望にあたり、助成対象施設の運営計画書を提出いたします。
なお、本計画書の内容については、下記の施設管理者等との合意が得られているとともに、JFA サッカー施設整備助成事業の趣旨を理解した上で、サッカー・スポーツのより一層の振興を図ります。

年 月

助成区分名：

協会名

印

申請者名

印

※申請者は助成対象事業（施設整備事業）の実施者。

施設の名称	
施設の場所	